

個人閲覧室利用要領

令和3年3月30日館長決定

1 趣旨

この要領は、北海道立図書館利用規則第10条及び北海道立図書館利用手続規程第1条に基づき、個人閲覧室の利用目的、利用手続等を定める。

2 利用目的

個人閲覧室は、次の目的で利用することができる。

- (1) 当館所蔵資料を利用するとき
- (2) 視覚障がい者の対面朗読をするとき
- (3) その他館長が特に必要と認めたとき

3 利用手続等

- (1) 個人閲覧室を利用しようとする者は、カウンターに口頭で申し込む。
- (2) カウンター職員は、利用目的を確認の上、「個人閲覧室利用札」(別紙)を渡す。
- (3) 利用者は、利用を始めるときは「個人閲覧室利用札」を個人閲覧室の所定の場所に表示し、利用を終えたときは、「個人閲覧室利用札」をカウンターに返却する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 特別閲覧室(個人閲覧室・小閲覧室)利用要領(平成10年11月18日館長決定)は廃止する。